

## 業務及び財産の状況に関する説明書類

第41期 令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

令和5年8月23日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 双研日栄監査法人

所在地 東京都中央区日本橋室町四丁目4番3号

代表者 山田浩一

### 一. 業務の概況

#### 1. 監査法人の目的及び沿革

##### a 監査法人の目的

- ① 財務書類の監査又は証明の業務
- ② 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談の業務

##### b 監査法人の沿革

- |       |     |     |   |
|-------|-----|-----|---|
| 昭和58年 | 5月  | 4日  | 監査法人双研社設立   |
| 昭和63年 | 2月  | 1日  | 日栄監査法人設立  |
| 令和元年  | 6月  | 30日 | 監査法人双研社は、BKR International の Independent Member になる。        |
| 令和元年  | 10月 | 1日  | 監査法人双研社と日栄監査法人が合併。監査法人双研社を存続法人、日栄監査法人は解散法人とし、双研日栄監査法人に名称変更。 |

#### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

#### 3. 業務の内容

##### (1) 業務概要

金商法・会社法監査、会社法監査、学校法人監査、労働組合監査、公益法人監査、社会福祉法人監査、医療法人監査、その他の任意監査を行っている。

##### (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし

(3) 監査証明業務の状況

令和5年6月30日現在  
(会計年度末日)

種 別	被監査会社等数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	11 社	10 社
② 金商法監査	-	
③ 会社法監査	17	
④ 学校法人監査	7	
⑤ 労働組合監査	3	
⑥ その他の法定監査	4	
⑦ その他の任意監査	23	
計	65	10

(4) 非監査証明業務の状況

区 分	対象会社等数	対前年度増減	収入金額	備 考
大会社等	1 社	1 社	1,528 千円	
その他の会社等	2	1	1,500	
そ の 他	-	-	-	

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

監査事務所としての品質管理に関する方針と手続として「品質管理規程」を定め、これを周知徹底させることにより、監査業務の執行の適正を確保しております。

なお、監査に関する基準等の新設及び改正に伴い、「品質管理規程」を含め関連する規程の改訂を行っております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

①独立性の保持のための方針の策定

すべての専門要員に対して、監査業務の実施にあたって常に独立性の保持に努めるように義務づけております。また、監査法人・専門要員の独立性については、当監査法人が定める一定の様式により定期的又は必要に応じて、その確認を行っております。

②監査契約の新規の締結及び更新

「品質管理規程」において監査契約の新規締結又は更新に関する方針及び手続を定めており、被

監査会社に対する独立性、関与先の誠実性、業務を実施するための人的資源などを総合的に評価して、その評価結果をもとに理事会の承認をもって、監査契約の新規締結又は更新の可否を決定することとしております。

#### ③監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

専門要員の教育・訓練は、当監査法人が定める教育研修に関する規程に従って、継続的専門研修制度への参加及び一定以上の履修単位の義務付け、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの実施などを行っております。また、採用、評価及び選任は、当監査法人が定める人事に関する規程に従って、専門要員の採用及び配属、カウンセリングの実施などを行っております。

#### ④業務の実施

監査業務に関する規程を定め、監査責任者の果たさなければならない指導、監督、査閲等の責任を明確にすることで監査法人及び個々の監査業務における品質を確保しております。

#### ⑤品質管理システムの監視

品質管理のシステムの監視のための機関として、品質管理部を設けております。

品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセスについては、「品質管理規程」に従って、日常的監視及び評価（定期的な検証を含む。）を行っており、定期的な検証についてはすべての監査責任者が3年に1回は選定されるよう計画し、実施しております。

#### (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

「品質管理規程」に則り、毎年、専門要員全員及び支配従属関係にある法人から「監査人の独立性チェックリスト」の提出を義務付け、独立性に対する阻害要因の有無を確認しております。

なお、当監査法人は特定社員制度を採用しておりません。

#### (4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和2年11月（品質管理レビュー）

令和3年11月（改善状況の確認）

#### (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当監査法人では、監査業務の品質管理システムをモニタリングするための品質管理部を設けており、品質管理部の責任者は当監査法人が定める品質管理システムが適切に整備運用されているかを日常的にモニタリングし、定期的に監査業務の実施状況を検証しております。

モニタリングの結果は、社員会において定期的に報告がなされ、もし不備があれば直ちに是正措置を講じるシステムにしております。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当事項なし

(2) 提携を開始した年月

該当事項なし

(3) 提携上の提携の内容

該当事項なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

BKR International

(2) 提携を開始した年月

令和元年6月

(3) 業務上の提携の内容

会計・監査等に関する相互の情報提供及び業務委嘱・業務受嘱

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

ネットワークには該当しません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
22人	- 人	22人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	社員会規程に定める 事項の決議	22人	- 人	22人
理事会	理事会規程に定める 事項の決議	10人	- 人	10人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である 使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 双研日栄監査法人	東京都中央区日本橋室町 四丁目4番3号	人 22	人 -	人 22	人 -
(従)	従たる事務所はありません				

四. 監査法人の組織の概要

組織図 (別紙添付)

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第41期 令和4年7月1日～ 令和5年6月30日	第40期 令和3年7月1日～ 令和4年6月30日
売上高		
監査証明業務	766,271	634,393
非監査証明業務	3,028	1,500
合 計	769,299	635,893

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため、添付していません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

該当事項なし

4. 供託金の額

該当事項なし

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項なし

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

東洋製罐グループホールディングス(株)

はごろもフーズ(株)

山崎製パン(株)

エスビー食品(株)

フリージア・マクロス(株)

(株)東洋クオリティワン

AIAI グループ(株)

(株)Welby

ディーエムソリューションズ(株)

(株)フジオフードグループ本社

以上 10社

(別紙)

2023年6月30日現在

### 組織図

